

教育等の振興に関する施策の大綱（案）

I 大綱の位置づけ

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき地方公共団体の長が策定する大綱として位置付けられるものです。

II 大綱の期間

令和3年度から令和7年度まで

III 基本方針

- 1 次世代を担う人材を育成するまちづくり
- 2 誰もがいきいきと学習し、活動できるまちづくり

IV 基本目標

- ① 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力の向上
次代を担う子どもたちの可能性を広げ伸ばすため、学力の向上をめざします。その取組として、学校等教育施設の整備、ICT等の先進的な取組の活用、教員の指導力向上と児童生徒への指導充実、家庭学習の推進、いじめ・不登校を生まない魅力ある学校づくりの推進を図ります。
- ② 地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進
地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進により、多くの市民が自ら学習し、その学びの成果を地域社会の中で生かせるまちづくりをめざします。その取組として、地域の協力によるコミュニティ・スクールの推進、各学校における心あったかイートころ運動の推進、市民主体による生涯学習の推進、生涯学習施設の整備・充実、国際理解の推進を図ります。

③ 文化の継承と創造

文化の継承と創造を図り、歴史や文化などの学びを通じて、心豊かなまちづくりをめざします。その取組として、文化振興活動の充実、文化財の保護と活用、地域の文化・伝統の継承を進めます。

④ 全世代にわたるスポーツの振興

全世代にわたるスポーツの振興により、市民のスポーツ人口増加及び健康増進を図ります。その取組として、スポーツ施設の整備充実、スポーツ関連事業の充実、スポーツを実践する機運醸成を進めます。